

スーパーシティ構想の実現に向けた先端的サービスの開発・構築等に関する実証調査業務 Q&A

2022/1/13

質問	回答
1 協議会の構成については、自治体と民間事業者1社のみでも対象となるのか。	対象となります。
2 一部再委託の場合についても、令和1・2・3年度内閣府所管競争参加資格審査（全省庁統一資格）において「役務の提供等（調査・研究）」のA、B、C又はDの等級に格付けされている必要があるか。	再委託先について、全省庁統一資格を保持している必要はありません。
3 本業務で提案する規制改革事項については、スーパーシティ構想においてすでに提案している内容のほか、新たな提案も可能か。	可能です。
4 今回の公募はスーパーシティの区域指定のスキームとは関係のないものと認識しているが、応募が今後の区域指定の可能性や方針に影響することはないという認識でよいか。	ご認識の通りです。
5 報告書の様式を事前に示してもらうことは可能か。	報告書は自由形式となっております。
6 記載する内容について、あらかじめ内閣府の承認を得る旨の記載があるが、実証実験のスケジュールを検討にすにあたっては、報告書作成にかかる内閣府との事前調整・承認期間等を考慮し、3月上旬頃までに実証を終える等のスケジュールの想定が必要か。	3月末までの実施となっておりますので、無理のないスケジュールをご提示ください。
7 応募書類の個別事項に規制改革に関する記載があるが、規制改革を伴う提案が必須となるのか。	提案内容については、規制改革に関連するものである必要があります。
8 委託費により実証実験のための物品を購入する場合、契約期間満了後、当該物品は返却が必須となるか。また、引き続き当該物品を使用することは可能か。	委託事業者が本業務の遂行のために取得した機械器具等については、地方公共団体が本業務と関連する事業を引き続き実施する場合は、当該地方公共団体に対して、無償貸付等を行うことを検討しています。
9 無償貸付先は地方公共団体とのことだが、申請主体となる協議会に参画する民間企業への無償貸付も可能か。また、上記が不可の場合、自治体が無償貸付を受けた後、自治体から民間企業への再貸付は可能か。	無償貸付先は地方公共団体となります。また、転貸はできません。
10 内閣府の「未来技術社会実装事業」（令和3年度選定）に選定されている事業を、調査研究の対象事業とすることは可能か。	すでに各府省が支援している取組について、本事業の対象とすることは基本的に想定していませんが、提案内容を踏まえ、個別に判断します。
11 提案内容に関して規制改革を伴うものでなければならないか。そうであれば、スーパーシティの提案内容に関するものであれば問題ないか。	提案内容については、規制改革に関連するものである必要があります。この提案内容は、スーパーシティの提案を行ったものでも問題ありません。
12 本提案については、国家戦略特区ワーキンググループ等によるヒアリングを実施したもの（実現の可能性のあるもの）でなければならないか。	国家戦略特区ワーキンググループ等によるヒアリングを実施したものである必要はありません。
13 実証実験を実施する主体が応募資格を有しない場合、協議会の構成員になれないと考えられるが、この業務については、主要業務が業務全体の企画立案、進捗管理等であり、実証実験部分は主要業務に含まれないため、実証実験は再委託により実施可能と理解してもよいか。	本業務の全部又は主要部分（業務全体の企画立案、進捗管理等）を第三者に委託し、又は請け負わせることはできませんが、これに実証実験が含まれるかどうかは、提案内容を踏まえて個別に判断することになります。
14 応募時点で、内閣府競争参加資格審査（全省統一資格）に申請中の場合は、応募資格として認められないのか。	申請中の場合は、認められません。
15 提案団体が申請する場合、スーパーシティの提案書の内容に沿った事業を提案し、提案の内容を先行的に実証調査することでよいか。	提案内容については、規制改革に関連するものである必要があります。この提案内容は、スーパーシティの提案を行ったものでも問題ありません。
16 実証として、規制の範囲内で実際にスモールスケールのシステムを構築し、動かすことが求められているか。また、実証の範囲内でそこまで行うことは許容されるか。規制改革が必要な内容を申請してよいか。	実証を行う具体的な内容については、委託契約を締結する前に、契約条件の最終的な調整を行った上で決定することになります。
17 実証調査を行った結果は、どのように活用することを予定しているか。	スーパーシティ構想の早期実現に向けた今後の検討に活用することになります。
18 自治体が入った協議会等を求められているが、スーパーシティ提案と同じ体制（市と事業者が連携しての事業実施）ではダメか。また、本実証調査を直接担当しない者も含め、全ての構成員が全省統一資格をもたなければならないか。	スーパーシティ構想の実現に向けて取り組む地方公共団体と企業・団体等を構成員に含む協議会であることを提案者の条件としていますが、この協議会はスーパーシティ提案と同じ体制でなくても問題ありません。また、本公募における地方公共団体以外の協議会の構成員は、令和1・2・3年度内閣府所管競争参加資格審査（全省庁統一資格）において「役務の提供等（調査・研究）」のA、B、C又はDの等級に格付けされている者である必要があります。
19 成果物のボリューム感については指定がないが、どの程度を期待しているか。	一概にお示しすることは出来ませんが、内容については、事前に内閣府の承認を得た上で決定することになります。
20 提案申請を行う協議会の代表者とは別に、委託調査費の受入先として民間企業（協議会構成員）へ直接振り込むことは可能か。また、企業分と自治体分とを分けて、それぞれに振り込むという事は可能か。	提案申請を行う協議会の代表者に支払うことを予定しています。

質問	回答
21 今回の実証調査については、スーパーシティ構想の選定と直接関係ないものと理解しており、したがって、実証調査の主体である協議会のメンバーについてはスーパーシティ構想提案時に事業者公募で選定した事業者以外も参画可能と理解しているが、その理解で問題ないか。	ご認識の通りです。
22 協議会は、本事業を実施するために臨時に構築するものでも問題ないか。	スーパーシティ構想の実現に向けて取り組む地方公共団体と企業・団体等を構成員に含む協議会であることを提案者の条件としていますが、この協議会はスーパーシティ提案と同じ体制でなくても問題ありません。
23 企画提案等評価表における「4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」の評価に当たっては、協議会の全ての構成員がえるぼし認定、くるみん認定などを取得している必要があるのか。	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標については、公募申込時の代表企業を対象として評価を行います。
24 本企画競争に係る連絡調整及び選定後の契約等を内閣府との間で行う協議会の代表者は、地方公共団体、大学、企業等のいずれでも問題ないか。	本業務は、地方公共団体以外の、令和1・2・3年度内閣府所管競争参加資格審査（全省庁統一資格）を取得している協議会の代表者と委託契約を締結することを想定しています。